「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業」入札説明書等新旧対照表

令和5年8月31日

令和5年5月10日付で公表し、令和5年6月15日付で修正した入札説明書等を、以下のとおり修正する。

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
1	入札説明書			表紙	•川崎市立小中学校空調設備更新整備等事	•川崎市立小中学校空調設備更新整備等事
					業入札説明書	業入札説明書
					令和5年5月	令和5年5月
					・(令和5年6月15日修正版)	(令和5年6月15日修正版)
						· <u>(令和5年8月31日修正版)</u>
2	入札説明書			選定の手順	・ <u>9月8日</u>	・ <u>9月20日</u>
		9	3 (2)	及びスケジ		
				ュール		
3	入札説明書	12	4(1)ク(ア)	受付期間	・ <u>令和5年9月8日(金)</u>	・ <u>令和 5 年 9 月 20 日 (水)</u>
	7 1 3 11 3 11 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3 1 1 3			88 +1 n+:88	Δ₩ΕΕΟ ΠΟΠ (Δ) 14 00	A € € € 0 □ 00 □ (→) 10 00
4	入札説明書	12	4(1)ケ(ア)	開札時間	· <u>令和5年9月8日(金)14:00</u>	・ 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 13:30
5	入札説明書	12	4 (1) ケ (イ)	開札場所	・第4庁舎 4階第1会議室	第4庁舎 4階第3会議室
		12	4 (1)7 (1)			
6	要求水準書	_		表紙	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事	・川崎市立小中学校空調設備更新整備等事
					業 要求水準書	業 要求水準書
					令和5年5月	令和5年5月
					(令和5年6月15日修正版)	(令和5年6月15日修正版)
						<u>(令和5年8月31日修正版)</u>
7	要求水準書	10	2 (3) ア (イ)	更新に関す	・標準的な対象室(中間階に位置し、かつ室	・標準的な対象室(中間階に位置し、かつ室
				る事項	面積 65 ㎡程度のもの) あたりの室内機の能	面積 65 ㎡程度のもの) あたりの室内機の能
					力の合計は、冷房時 14.0 kW 以上とする。	力の合計は、冷房時 14.0 kW 以上とする。
					ただし、変則的な大きさの対象室、最上	ただし、変則的な大きさの対象室、最上
					階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷	階や校舎等の端部に位置する等で熱負荷
					の大きな対象室には、熱負荷計算の結果	の大きな対象室には、熱負荷計算の結果
					に基づき、必要な能力以上の機器を選定	に基づき、必要な能力以上の機器を選定

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
					することとする。	することとする。また、建物内に隠ぺい
						された既存冷媒配管を再使用する場合
						は、既存の更新対象設備の機器能力と同
						等以上の能力として提案すること。ただ
						し、設計業務において必ず「別紙 4 設計
						用屋外・屋内条件」に基づく熱負荷計算
						を実施し、必要な能力を確認することと
						し、その結果、既存の更新対象設備の機
						器能力以上が必要となった場合、その対
						応については、事業者と協議の上、本市
			0 (0) 7 (1)			が判断する。
8	要求水準書	11	2 (3) ア (イ)	更新に関す	・原則として、各対象室において新設対象	・原則として、各対象室において新設等設
				る事項	設備の室内機の冷暖房能力は、更新対象	備の室内機の冷暖房能力は、更新対象設
					設備の室内機の冷暖房能力にかかわら	備の室内機の冷暖房能力にかかわらず、
			0 (0) 7 (1)		ず、・・・(省略)	… (省略)
9	要求水準書	11	2 (3) ア (イ)	更新に関す	・原則として、新設等設備の全熱交換器の	・原則として、新設等設備の全熱交換器の
				る事項	風量は、「別紙4 設計用屋外・屋内条	風量は、「別紙 4 設計用屋外・屋内条
					件」に示す換気量を満たす風量のものに	件」に示す換気量を満たす風量のものに
					更新することとする。	更新することとする。 <u>なお、建物内に隠</u> ペいされた既存のダクトを再使用する場
						<u>へいされた既存のタクトを再使用する場</u> 合は、既存の機器の換気量と同等のもの
						<u>行は、既任の機器の換気量と同等のもの</u>
10	要求水準書	26	5	所有権移転	・各年度の引渡し日は 4 回設け、6 月、8	・各年度の引渡し日は原則として4回設け、
10	安尔尔毕音	20	3	対角性移転 業務の要求	月、12月及び3月の各末日(ただし12月	6月、8月、12月及び3月の各末日(ただ)
				水準	の引渡し日は12月28日とし、各末日が各	し 12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各
				/1/- 1-	学校の休校日である場合は本市との協議	末日が各学校の休校日である場合は本市
					により定める。)のいずれかに、各年度に	との協議により定める。)のいずれかに、
					施工を行う対象校ごとに、引渡しを行う	各年度に施工を行う対象校ごとに、引渡
					こととする。各施工年度の対象校ごとの	しを行うこととする。各施工年度の対象
					引渡し日は、事業者の提案に委ねること	校ごとの引渡し日は、事業者の提案に委
					とする。	ねることとする。ただし、本市が認める

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
						場合は、これら以外の日を引渡し日とす
						<u>ることができるものとする。</u>
11	事業契約書	_		表紙	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事
	(案)				業事業契約書(案)	業事業契約書(案)
					令和5年5月	令和5年5月
					(令和5年6月15日修正版)	(令和5年6月15日修正版)
						<u>(令和5年8月31日修正版)</u>
12	事業契約書	30	第 47 条第 1		・(省略)…、当該施工年度に施工する新	・(省略)…、当該施工年度に施工する新
	(案)		項	及び更新対	設等設備及び移設に係る更新対象外設備	設等設備及び移設に係る更新対象外設備
				象外設備の	並びにそれらの引渡し日(6月末日、8	並びにそれらの引渡し日(6月末日、8
				引渡し	月末日、12月28日又は3月末日(ただし	月末日、12月28日又は3月末日(ただし
					12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末	12 月の引渡し日は 12 月 28 日とし、各末
					日が休校日である場合は協議により定め	日が休校日である場合は協議により定め
					る。)のいずれかとする。)を記載した予	る。)のいずれかとする。 <u>ただし、甲が認</u>
					定工程表を作成して前年度の末日の3か	める場合は、これら以外の日を引渡し日
					月前までに甲に提出し…(省略)	<u>とすることができるものとする。</u>)を記載
						した予定工程表を作成して前年度の末日
						の3か月前までに甲に提出し…(省略)
13	事業契約書	46	第 77 条第 5	独占禁止法	・全ての新設等設備及び移設に係る更新対	・全ての新設等設備及び移設に係る更新対
	(案)		項(3)	違反等を理	象外設備が甲に引き渡される前に本件契	象外設備が甲に引き渡される前に本件契
				由とする甲	約の全部又は一部解除された場合は、第	約の全部又は一部解除された場合は、第
				による契約	76 条第5項第1号ア(第1号アにおいて	76 条第5項第1号ア(第1号アにおいて
				解除	準用される同条第4項第1号ア③及び第	準用される同条第4項第1号ア③及び第
					1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並び	1号イ④を除く。)、同号イ①及び②並び
					に第2号 <u>ないし</u> 第7項の規定を準用す	に第2号 <u>、第6項並びに</u> 第7項の規定を
					る。	準用する。
14	事業契約書	104	別紙 11・2・	設計・施工	・引渡日は、施工期間の令和7年度から令和	・引渡日は、原則として施工期間の令和7年
	(案)		(1)	等のサービ	10年度までの各事業年度の6月末日、8月	度から令和 10 年度までの各事業年度の 6
				ス対価(サ	末日、12 月末日、3 月末日(ただし 12 月	月末日、8 月末日、12 月末日、3 月末日
				ービス対価	の引渡し日は12月28日とし、各末日が各	(ただし 12 月の引渡し日は 12 月 28 日と
				A)	学校の休校日である場合は本市との協議	し、各末日が各学校の休校日である場合

No	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
					により定める。以下同じ。) <u>の年 4 回とし、6 月末日、8</u> 月末日に引渡しを受けた空調設備等(対象校毎)に係る費用については当該年度の9月末日を請求基準日として、 <u>12月末日、</u> 3月末日に引渡しを受けた空調設備等(対象校毎)に係る費用については当該年度の3月末日を請求基準日として、一括して支払う。	は本市との協議により定める。以下同じ。)とするが、甲が認める場合は、これら以外の日を引渡日とすることができるものとする。各事業年度の9月末日までに引渡しを受けた空調設備等(対象校毎)に係る費用については当該年度の9月末日を請求基準日として、3月末日までに引渡しを受けた空調設備等(対象校毎)に係る費用については当該年度の3月末日を請求基準日として、一括して支払う。
15	事業契約書(案)	104	別紙 11・2・	設計・施工 等の 分価 イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ イ	引渡日 令和7年6月末、8月末 令和7年12月末、令和8年3月末 令和8年6月末、8月末 令和8年12月末、令和9年3月末 令和9年6月末、8月末 令和9年12月末、令和10年3月末 令和10年6月末、8月末	引渡日 令和7年 <u>9</u> 月末 <u>まで</u> 令和8年3月末 <u>まで</u> 令和8年 <u>9</u> 月末 <u>まで</u> 令和9年3月末 <u>まで</u> 令和9年 <u>9</u> 月末 <u>まで</u> 令和10年3月末 <u>まで</u> 令和10年 <u>9</u> 月末 <u>まで</u> 令和11年3月末 <u>まで</u>
16	事業契約書(案)	104	別紙 11・2・ (1)	設計・施工 等のサービ ス対価 (サ ービス対価 A)	請求基準日 令和7年9月末 令和8年3月末 令和8年9月末 令和9年3月末 令和9年9月末 令和10年3月末 令和10年9月末	請求基準日 令和7年9月末日 令和8年3月末日 令和8年9月末日 令和9年3月末日 令和9年9月末日 令和10年3月末日 令和10年9月末日

N	Jo	資料名	頁	該当箇所	項目名	修正前	修正後
1		様 式 集 Excel	_	様式 5-8	サービス対 価の支払い 予定表	(追加)	・15 行目、26 行目、37 行目追加